〔資　料〕

ブルース・アラン・ローゼンフィールド

「合衆国法の域外適用」

――ある抵触法的アプローチ※

Extraterritorial Application of United States Laws: A Conflict of Laws Approach*

本浪章市
大仲淳介

はしがき

資本制社会の高度化と国際企業活動の複雑化と活潑化に伴う法規制の多様化は、国内法である労働法、独占禁止法、為替管理法、証券取引法等の渉外的適用の問題を発生した。もちろん、それにはこれら法規の内国における外国企業や外国人の行動等への適用のみでなく、内外国際企業ないし自然人の外国での行為等に対するそれら諸法による規制もまた包括されるであろう。国際私法学の側面からのそうした事象への対応としては、横山潤教授らによる「強行法規の特別連結理論」が提示された。もちろん、独禁法や証券取引法の分野に関する限り、松下満雄、小原喜雄教授、ないしは竜田節、神崎克郎教授らによる本来的な概括的研究が進ん

でいるが、さらに包括的な領域における内国強行法規の域外適用の問題について、牴触法的処理をなしえないかどうか、これに肯定的なまたは否定的な解答を出すとすれば、その根拠はどこに求められるかが、差当って究明すべき課題となるであろう。しかし、私は労働法や租税法ないしは為替管理法等の域外適用については、国際私法判例の研究を通じて若干の関心があったが、独禁法や証券取引法は専門外のことでもあるから、内国強行法規の域外適用の全般的な考察には、特に留意していなかった。ところが、過日私の門下生である博士課程後期課程院生の大仲淳介君が Bruce Alan Rosenfield, "Extraterritorial Application of United States Laws: A Conflict of Laws Approach" (1976) 28 Stan. L. Rev. 1005 を見付けてきた。平素からの同君の意欲がこの貴重な資料の探索を可能にしたと云ってよい。

尚、論者ブルース・アラン・ローゼンフィールドはジョーン・H・バートン教授の関係者という以外に、その経歴はつまびらかではないが、この論文は、一見して、興味ある有意義な資料と思われるので、翻訳して、新しい論議のたたき台になれば幸いと考え、大仲君と共訳することにし、同君が概訳したものについて私が検討を加えた。原典が牴触法の領域に関連するものであるから、国際法その他の分野のものの共訳に比すれば、私の関与の度合はやや大きく、文責や批判を甘受すべきは私である。しかし、前記のように、単なる口述筆記とは趣を異にするものであるから、大部分は大仲君の業績として認められるべきものである。

本浪章市記

目　次

一、合衆国法の域外的拡張
A、歴史的展望
B、現在の法の状況（以上、本号）
(一)、証券規則
(二)、労働法
(三)、独禁法

㈣、輸出管理
㈤、環境法
C、現在の法の状況に付随する一般問題
二、抵触法：事物に対する管轄権に関するアプローチ
A、アプローチの表示
B、アプローチの適用
三、結　論

合衆国裁判所[1]は、争訟の裁定に同意するに先立ち、裁判所が、まず訴訟当事者に対する管轄権を有するか否か[2]、次に訴訟の個々の争点を考察する権限を有するか否か[3]を、決定しなければならない。従って、裁判所が当事者に対する管轄権を有すると認定するとしても、係争の目的たる事物に対する管轄権を欠くときは、裁判所は、事案の審理を拒否しなければならない。

国際的な紛争に関する事案では、裁判所は、次の二種類の法律行為に事物に対する管轄権を拡張するよう求められることがあろう。すなわち、(1) 制定法によって明らかに規律の対象とされている法律行為[4]、(2) 関係当事者が合衆国国民であるとき、及び法律行為が全面的に合衆国内で行われたときには、明らかに制定法の規律の対象となるが、その行為の渉外的性質のゆえに、立法者の意思が及ばないことのある法律行為[5]とである。そのような事態に裁判所が事物に対する管轄権を行使するか否かを決定するための伝統的アプローチは、行為が行われた法域、及び訴訟当事者の国籍（ないしは法的地位）に焦点をあててきた。伝統的アプローチの結果、管轄権の決定が厳格なものとなり、当事者の正当な期待を裏切ることがしばしば起った[6]。

この決定をなすために、新しいアプローチが必要とされる。本稿は、そのようなアプローチのひとつを提示するものである。すなわち、裁判所は個々の事実状態に対する管轄権を行使する権限を有するか否かだけでなく――裁判所が事物に対する管轄権を行使しなければならないかどうかの決定を意図して、訴訟に関係するいろいろの当事者及び国家の諸利益を比較衡量するアプローチである[7]。この司法上の審査は、裁判所が[8]、法律抵触問題の解決に当って[9]、現在使用している審査に類似している。

本稿の第一章は、国際的分野における合衆国訴訟に関する基本的な憲法上及び司法上の根拠を探究しようとするものである。この議論に続いて、できる限り裁判所の一般的な適用規則を発見し、かつ現行の決定方法の欠陥を摘示するために、合衆国法のあるものに連邦議会及び裁判所が与えている域外的範囲の検討を行なうことにしよう。(10) 最後の章では、事物に対する管轄権を行使すべきかどうかを決定するための利益衡量アプローチを提案するとともに、このアプローチが実効的であることを示すために、八つの事実状態を示してこれに当てはめてみよう。

※　著者は、本稿についてのジョーン・H・バートン教授の計りしれない援助に対して感謝したい。

(1)　本稿において考察される問題は、連邦裁判所においても州裁判所においても生じ得る――但し、訴訟の目的物がいずれかの裁判所に専属するものとして留保されているときはこの限りではない。例えば、連邦裁判所は一九三四年の証券取引所法 (15. U. S. C. § 78 aa《1970》) から生じる請求を審理する専属管轄権を有するが、一九三三年の証券法 (15. U. S. C. § 77 v (a)《1970》) 違反を審理する管轄権は州裁判所もまたこれを有している。連邦の外交政策に対する州の干渉というような余分な関与が州裁判所で生じることもあるけれども、連邦と州のいずれの裁判所によってなされる審理も同一でなければならない。

(2)　例えば FED. R. CIV. P. 12 (b) (2) をみよ。従来合衆国裁判所は、合衆国外の当事者に対して対人管轄権を行使してきたが、最近では、国境を越えて拡がる法人が発達したために、その限界が極めて厳格に吟味されるようになった。多くの点で一国の市民というよりは世界の市民である巨大な企業が発達してきた。しかし、同時にひとつの国際企業が、数ケ国でその構成単位を法人化したいと考え、当該法人の各構成単位をそれぞれ別々の国の市民にし、他国で設立される当該法人の構成単位とは理論的に別のものになることがしばしば起こる。例えば、Hadari, *The Choice of National Law Applicable to the Multinational Enterprise and the Nationality of Such Enterprises*, 1974 DUKE L. REV. I, 5. をみよ。

一国がこれら数ケ国にまたがる会社の規律を認められるかどうか、認められるとすればいかなる場合かが決定されるべき問題となる。四つの一般指針を定めている二国間または多数国間の政府協定を介して行なうのが理想的である。例えば、(米独占禁止条約を検討している) Marker, *Recent Developments in International Antitrust Cooperation*, 13 ANTITRUST BULL. 355, 359-60 n. 11 (1968) をみよ。しかし、こうした条約は、非常に粗雑なように思われる。さしあたって合衆国

は、片務的に行為することを強いられるのである。Katzenbach, *Conflicts on an Unruly Horse: Reciprocal Claims and Tolerances in Interstate and International Law*, 65 YALE L. J. 1087, 1156-57 (1956); および Trautman, *The Role of Conflicts Thinking in Refining the International Reach of American Regulatory Legislation*, 22 OHIO ST. L. J. 586, 617 (1961)(その活動を全く規律してはならないかどうかという現実の問題が、しばしば裁判所に提起される。というのは、法廷地法の適用を否認することは、いかなる法廷地も事件に関与しないことを意味することになるからである)をみよ。しかし、合衆国が法人の一構成単位(例えば、合衆国フォード)に対して監督を行なうことができるという理由だけで、合衆国は、他国で設立された他の構成単位(例えば、アルゼンチンフォード)の活動を規律することになるであろうか。

対人管轄権を行使するかどうかを決定するに当って、裁判所は、当事者の国籍をまず検討してきた。合衆国外国関係法第二リステイトメントは、裁判所が対人管轄権の基礎を置きうる国籍に関する三つの理論を示唆している。すなわち、企業を設立した国(いわゆる「法人」理論)、法人の主た営業所の所在地(会社の本拠地)および法人を支配する株主の国籍である。RESTATEMENT (SECOND) FOREIGN RELATIONS LAW OF THE UNITED STATES § 27 & comment *c* at 77 (1965). 法人の国籍の決定は、条約で取り扱われている。例えば、ドイツ連邦共和国(西ドイツ)との友好通商条約 Oct. 29, 1954, [1956] 7 U.S.T. 1839, T.I.A.S. No. 3593 (effective July 14, 1956)(「一方の当事国の領域内で準拠すべき法律および規則の下で設立された会社は、その当事国の会社と看做され、他方の当事国の領域内で承認される会社としての法律上の地位を有する。」*Id.* Art. XXV (5))をみよ。

従われるべきいずれか一つの国籍理論を明記することに、合衆国裁判所は躊躇してきた。むしろ合衆国裁判所は、国籍の決定を、役立てるべき目的如何によって左右される成行きまかせのアプローチを採用してきた。Craig, *Application of the Trading with the Enemy Act to Foreign Corporations Owned by Americans: Reflections on* Fruehauf v. Massardy, 83 HARV. L. REV. 579, 589-90 (1970). をみよ。さらに合衆国裁判所は、問題の取引において、国内法人たる構成単位が外国法人に対して行使する支配の度合を考慮するように思われる。したがって、Leasco Data Processing Equip. Corp. v. Maxwell, 468 F. 2d 1326 (2d Cir. 1972) において、フレンドリー判事は、外国法人が内国法人によって保証される債務証書を伴う全く異なる「金融上の導管」にすぎないという事実に焦点を当てた。外国法人が単なる内国法人の代理人であるという限度で、ある法人が別の法人に対して支配を及ぼしている場合には、裁判所はその外国法人に対して対人管轄権を受入

れるべきであるとの主張がなされる可能性がある。合衆国の株主または親会社が外国法人の行為について有責とされる前提として、合衆国財務省が要求している外国法人に対して及ぼす支配の度合については、Sommerfield, *Treasutry Regulations Affecting Trade with the Sino-Soviet Bloc and Cuba*, 19 BUS. LAW. 861 (1964) をみよ、外国資産管理規則 31 C. F. R. § 500. 329. の文言によれば、合衆国国民、居住者または現実に合衆国内に所在する人々によって所有または支配される外国法人は、合衆国内の裁判所の管轄権に服する。

国籍の他に、裁判所は、対人管轄権に関する第二の基準を採用した。International Shoe v. Washington, 326 U. S. 310 (1954)は、本来は法廷地と無関係であるけれども、あたかも法廷地に住所を有するかのごとく取り扱うに足るだけの関連を有する被告に対するある州の対人訴訟によって、伝統的な適正手続およびフェアプレーの概念は、侵犯されないであろうとの命題を表明している。*International Shoe* 事件の意義については、Traynor, *Is This Conflict Really Necessary?*, 37 TEX. L. REV. 657, 657–58 (1959) をみよ。*International Shoe* 事件は 国内事件であるが、その法理は、国際的領域にまで拡張されてきた。Fogel v. Chestnutt, [1967–1969 Transfer Binder] CCH FED. SEC. L. REP ¶ 92, 133 at 96, 612 (S. D. N. Y. Jan. 18, 1969); Scriptomatic v. Agfa-Gevaert, Inc., 1973 Trade Cas. ¶ 74,594 (S. D. N. Y. 1973) をみよ。州際抵触と国際抵触に関する差異についての議論については、A. SHAPIRA, THE INTEREST APPROACH TO CHOICE OF LAW, 34 (1970). をみよ。

さらに、この「関係基準」は拡張されて、州際的な事態においては、ある会社が法廷地州内の対人管轄権に服するに足るだけの関連を有する場合には、訴訟原因は、法廷地州内の被告の行為から生じたものであることを要しない、と判決されるまでに至っている。Perkins v. Benguet Consol. Mining Co, 342 U. S. 437, 446 (1952) をみよ。*Perkins* 事件において、被告はフィリッピンで設立された会社であり、第二次世界大戦中、オハイオを拠点にその活動を行なっていた。ニューヨーク居住者である原告は、未払いの配当金と原告に対する新株を発行しなかったことから生じる損害賠償を理由に、その法人を訴えた。これと同じ結果が国際取引において生じないと信ずるに足る理由は殆どない。（但し、この引用例はまた、明示的に、国内取引にのみ適用されよう）RESTATEMENT (SECOND) CONFLICT OF LAWS § 47 (1971) をみよ。

したがって、合衆国裁判所は、合衆国国民、合衆国法人、合衆国から事実上支配されている外国法人および合衆国と重要な関係をもつ外国法人に対し、対人管轄権を行使するであろう。（しかし、外国人の被告が、対人管轄権に任意に服従する

ときは、合衆国との関連の度合は重要でない。）対人管轄権が確定されると、次には、裁判所が事物に対する権管轄を承認すべきか否かが問題となる。いずれかの問題に解答するに当って考慮されるべき争点は重複しており、これらの争点が同時に検討され得ないという理由はない。しかし、いくつかの基準は異なっているので、一方の形の管轄権の承認を支持するに足る根拠を見出すことは、他の形の管轄権が承認されねばならないということを必ずしも意味しないということを銘記すべきである。本稿の後の部分ではずっと、合衆国裁判所が当事者に対して管轄権を有するか、または有するであろうから、事物に対する管轄権という争点だけが論議されるということになろう。

（3） 例えば、FED. R. CIV, P. 12 (b) (1) をみよ。

（4） 例えば、Hellenic Lines Ltd. v. Rhoditis, 398 U. S. 306 (1970) をみよ。

（5） 例えば、Foley Bros. v. Filardo, 336 U. S. 281 (1949) をみよ。

（6） A. SHAPIRA、前記注(2)、at 21 をみよ。連邦最高裁判所が両当事者の正当な期待を覆えした事例としては、（たとえギリシャ船員の雇用契約が、全ての請求はギリシャ法を使用するギリシャ裁判所によって裁定されるべきである、と明示していたとしても、合衆国領海内でギリシャ船舶に乗船して役務に従事している間に負傷したギリシャ人船員には、ジョーンズ法 46 U. S. C. § 688 (1970) が適用されると判示した）Hellenic Lines, Ltd. v. Rhoditis, 398 U. S. 306, at 308 (1970) および（たとえ両当事者が、その契約において、「準拠法としてアメリカ合衆国の全ての法律、規則、命令およびその他の規定を遵守しかつそれに従って行為することに合意していたとしても、合衆国政府のための公共土木事業を行なっている請負人のためにイランやイラクで働いている合衆国労働者には八時間労働規則 46 U. S. C. §§ 321-26 (1912) は適用されないと判決した）Foley Bros. v. Filardo, 336 U. S. 281, at 283 (1949) をみよ。

（7） Cohens v. Virginia, 19 U. S. (6 Wheat.) 264, 404 (1821) は、ある裁判所が訴を審理する管轄権を有する以上、当該裁判所はその権限を行使しなければならないとの命題を表明している。この理論は、数年にわたって用いられなかった。したがって、Weiner v. Shearson, Hammill & Co., 521 F. 2d 817 (9th Cir. 1975) において、裁判所は、「連邦裁判所に依拠し得るという絶対的な権利に関する〔この〕理論は、しだいに多くの例外を認めざるを得なくなってきており、そのような例外は、極めて絶対的な性質を有するこの理論が殆ど実効性を有していないことを総体的に示唆している」と述べている。*Id.* at 819. この理論に対する二つの大きな例外は、管轄権不行使の法理およびフォーラム・ノン・コンベニエンスの

法理である。管轄権不行使の法理の下では、「管轄権の行使が、連邦主権と州主催の間に不当な軋轢を生じる」場合には、連邦裁判所は、管轄権を拒否することができる。*Id.* at 820. フォーラム・ノン・コンベニエンスの法理の下では、管轄権の行使が、被告にとって不当な苦難を生じることがあるとの理由（例えば、Gulf Oil Co. v. Gilbert, 330 U. S. 501, 508 (1947) をみよ）で、または他の裁判所が訴訟にとってより適切な裁判所であるとの理由（例えば、訴訟および証人の所在と各国との関連のような諸要素を引用している Papers Operati ons Consultants Int'l, Ltd. v. S. S. Hong Kong Amber, 513 F. 2d 667, 669 (9th Cir. 1975) をみよ）で裁判所は管轄権を拒否することができる。また、Roger v. Guarantee Trust Co., 288 U. S. 123, 130-31 (1933) をみよ。

(8) 制定法が域外的適用範囲を与えられるべきか否かを決定するに当って、制定法起草中における同様の立法的審査は有益であろう。後掲注(107)―(130)およびそれに付随している原文をみよ。

(9) 後掲注(138)をみよ。

(10) この域外的な適用範囲の検討は、証券法、労働法、独禁法、輸出管理法、環境法の分野にも焦点をあてている。これらの領域が選ばれたのは、それらが、現実的にまたは潜在的に国際紛争に関する争訟が行なわれる分野だからである。本稿において展開されている法律抵触アプローチは、他分野でも適用されなければならない。

一　合衆国法の域外的拡張

A　歴史的展望

連邦議会は合衆国の国外的関係を取り扱う広汎な権限を有するという命題を、合衆国内の諸裁判所は、永らく容認してきた。(11) 他国民を処遇するために主権に委託された伝統的権限に加えて、連邦議会は、「全ての対外的な事件を妨害したり、それに干渉したりすることを禁止する」権限を有している。(12)

連邦議会が、制定法に明示的に域外的適用範囲を与えていることが時折ある。(13) 連邦議会が、明示的に、ある制定法が合衆国外の特に認められた行為に適用されると規定している場合に、「このことが修正第一五条の適正手続要件に反しない限り」、裁判所は、

「連邦議会の判断に従わなければならない」[14]。しかし、一般的な制定法が、問題の行為に明示的に言及しないで、域外的な法律行為をその適用範囲としている場合には、裁判所は、そうすることが要請されれば、フォーラム・ノン・コンベニエンスを理由に、他国裁判所のために、自由に管轄権を拒否することができる[15]。

しかし、たいていの立法は、合衆国内に存在している問題を処理するために起草されている。たとえ合衆国内での影響が同様のものであったとしても、その制定法を域外的に適用するのを考えることは、殆どないか、または全くない[16]。連邦議会が、この争点を規律の対象としていなかった場合、裁判所は、制定法の範囲の決定を繰返して求められてきた[17]。

適用範囲の曖昧な法律に当面したとき、まず最初、裁判所は、当該法律の適用範囲の最大限度まで、その権限を行使しようとする連邦議会の意図を要易には認定しなかった。この用心深さは、一国がその領土的境界を越えて自国法を拡張し始めると、十分に確立された慣習国際法の二つの理論が抵触するようになると、司法部が認識したことから主として生じたものである。一方、各主権国家は、自国領域内での行為を排他的に規制するであろう[18]。他方、「いかなる国家も、その国家が非難する自国領域内での結果を生じる自国領域外での行為につき、その国と忠誠関係に立たない人々に対してさえ義務を課すことができよう」[19]。明確な連邦議会の指示なしに、立法に、何らかの域外的効力を与えることに対するこの抑制的態度は、一九世紀から二〇世紀初頭にかけての合衆国の孤立主義的風潮によって、強化されたことは疑いの余地はない。したがって、マーシャル主席判事は、制定法は「何らかの別の解釈が可能性として残されているときには、決して、国際法に違反するように解釈されてはならない」[20]と主張した。連邦議会が別途の指示を与えていない以上、裁判所は、全ての関連行為が合衆国内で生じたものでない限り、自国制定法を適用することはなかった[21]。その結果、*American Banana Co. v. United Fruit Co.*[22]において、ホームズ判事は、この注目すべき事件では、原告も被告も共に合衆国で管理・運営される法人であったにもかかわらず、合衆国は、ラテン・アメリカにおける行為に合衆国独禁法を適用すべきであるとの弁論を却下した[23]。

合衆国の経済力および軍事力の向上に伴い、他の諸国との契約は、急速に増加した[24]。裁判所は、立法が実効性を有するためには、

多くの事案において、立法の域外的適用を認めることが必要であると考えた。[25] 裁判所は、ますます積極的に、他国または他国民の権利が侵害されない限り、国外に在る合衆国国民の行為を規律する議会の黙示意思が制定法中にみてとれると解釈するようになった。[26] 実際的見地よりすれば、合衆国法の適用が、外国の権利を侵害することなく、専ら合衆国国民に対してなされるときは、問題となる行為が合衆国内外のいずれで発生したかは全く重要ではない。

United States v. Aluminum Co. of America は、[27] 連邦議会が明示的に指示を与えていないのに、合衆国外における合衆国国民でない人達の行動に、合衆国裁判所が、合衆国法を適用した最初の主要な事件である。[28] その事件で、ラーンド・ハンド判事は、外国人の行為が合衆国内において影響を及ぼす限度で、独禁法の中にそうした外国人の行為を規律する議会の黙示的意思を見出せると積極的に解釈した。合衆国法の域外適用を認める議会の意思をこのように積極的に示唆しようとする裁判所の態度は、次の二つの独禁法訴訟において、その絶頂に達した。すなわち、*United States v. Imperial Chemical Industries* と *United States v. The Watchmakers of Switzerland Information Center*[30] とである。[29] 各々の事件で問題とされた行為は、合衆国内において影響を及ぼしていたが、合衆国法の適用が確かに外国での重要な紛糾を生じるような事態であったにも拘わらず、裁判所は、あえて合衆国法を適用した。[31]

(11) United States v. Curtiss-Wright Export Corp., 299 U. S. 304 (1936) をみよ。

(12) United States v. Peace Information Seller, 97 F. Supp. 255, 260 (D. D. C. 1951). 裁判所は、次の二つの理論のいずれか一つによって、この権限の授与を正当化してきた。まず、英国から合衆国に移った主権の固有の権限が存在する。この権限は、連邦憲法以前に存在しており、憲法発布後も存続し続けている権限であった。United States v. Curtiss-Wright Export Corp., 299 U. S. 304, 317 (1936) および United States v. Peace Information Seller, 97 F. Supp. 255, 259–60 (D. D. C. 1951) をみよ。第二の理論は、その権限が、諸州により、連邦憲法を通じて、連邦憲法に付与されたというものであって、「上記の権限、およびこの憲法により、合衆国政府またはその各省もしくは官吏に対して与えられた他の一切の権限を執行するために、必要にして適当な (necessary and proper) すべての法律を制定する」（アメリカ合衆国憲法第一

条第八節一八項・斎藤真「世界憲法集（第三版）」四〇頁、宮沢俊義編）権限と結びつけられる「諸外国との通商を規制する」（アメリカ合衆国憲法第一条第八節三項、斎藤、前掲書三八頁）権限として連邦憲法に明記されているものである。また、Henkin, *The Treaty Makers and the Law Makers: The Law of the Land and Foreign Relations*, 107 U. PA. L. REV. 903, 915 (1959)（連邦議会は、それが州際通商に対して有しているのと同様の権限を、国外通商に対しても有している）をみよ。

(13) 例えば、Trading With the Enemy Act, 50 U. S. C. App. §§ 1–44 (1970) をみよ。

(14) Leasco Data Processing Equip. Corp. v. Maxwell, 468 F. 2d 1326, 1334 (2d Cir. 1972). Tag v. Rogers, 267 F. 2d 664, 666 (D. C. Cir. 1959)（「単にそのような規定が国際法の原則に違反しているとの理由で、連邦議会によって採択された制定法または条約中に包含される宣言を無効と宣告する権限は、本裁判所にはない」）および Diggs v. Schultz, 470 F. 2d 461 (D. C. Cir. 1972) をみよ。*Diggs* 事件において、裁判所は、連邦議会が、国連との間で取り決めた連邦議会の誓約に違反して、ローデシアからのクロムの輸入を認めることを決定したときは、裁判所はこれに干渉する権限はない、との意見を述べた。裁判所は、上告人の争訟の原因は連邦議会に対するものであり、従って、それは、選挙の場においてのみ追求でき、裁判所においては追求することのできない訴訟原因である、と述べた。*Id.* at 465. しかし、外国関係法第二リステイトメント第七条一号（1965）（「ある法規則を定める管轄権を有する邦は、必ずしも全ての場合に、その法規則を強制する管轄権を持たない」）および第三〇条二号（「国家は、単に外国人の行為が自国民の誰かに影響を及ぼすことを理由として、自国領域外での外国人の行為に法律効果を付与する法規則を定める管轄権を有しない」）をみよ。

　裁判所が行為者に対する対人管轄権を有しないときは、連邦憲法の適正手続条項によって、裁判所は、問題の制定法の適用を差し控えることを要求される。Jones, *An Interest Analysis Approach to Extraterritorial Application of Rule* 106–5, 52 L. REV. 983, 992 (1974) をみよ。

(15) 例えば、前記注（7）で論じた Papers Operations Consultants Int'l, Ltd. v. S. S. Hong Kong Amber, 513 F. 2d 667 (9th Cir. 1975) をみよ。

(16) 例えば、Bersch v. Drexel Firestone, Inc., 519 F. 2d 974, 993 (2d Cir.), *cert. denied*, 96 S. Ct. 453 (1975). をみよ。

(17) 例えば、前記注（16）をみよ。

(18) Underhill v. Hernandez, 168 U. S. 250, 252 (1897)（「全ての主権国家は、全ての他の主権国家の独立性を尊重するよう拘束され、一国裁判所は、自国領域内でなされた他国政府の行為について判決を下すため開廷しないであろう」）をみよ。

(19) United States v. Aluminum Co. of America, 148 F. 2d 416, 443 (2d Cir. 1945). また、Strassheim v. Daily, 221 U. S. 280, 285 (1911)（同じ原則が、州際間の犯罪人引渡しに適用された）をみよ。州際抵触と国際抵触との相違に関する議論については、A. SHAPIRA, 上記注(2) at 34 をみよ。

(20) Murray v. Schooner Charming Betsy, 6 U. S. (2 Cranch) 64, 118 (1804).

(21) Foley Bros. v. Filardo, 336 U. S. 281, 285 (1949) をみよ。この規則を適用して、裁判所は、特許法（John Mohr & Sons v. Vacudyne Corp., 354 F. Supp. 1113 (N. D. Ill. 1973) をみよ）も民間航空機内規則（Deutsche Lufthansa Aktiengesellschaft v. CAB, 479 F. 2d 912, 917 (D. C. Cir 1973) をみよ）も域外的効力を持たないと判決した。

(22) 213 U. S. 347 (1909)

(23) ホームズは、アメリカバナナ会社がこの行為を継続しようとしたことにいささか衝撃を受けたように思われる。*Id.* at 355. この事件は、合衆国法の効力範囲に関する領土的限界について、公海基準を設定した。この判例は、正式には破棄されはしなかったが、今日そうした事案が同じふうに判決されるかは疑わしい。Continental Ore Co. v. Union Carbide Corp., 370 U. S. 690, 705 (1962) の合衆国最高裁判所は、*American Banana* 事件を有効な法律として引用したが、同裁判所は、被告の行為が合衆国内に何らの影響をも及ぼさない場合には、合衆国独禁法は適用されないとの命題を唱導するものとして、この判例を解釈した。この事件が今日判決されるとすれば、たぶん合衆国市場に対する十分な影響が、公判レベルで認定されるであろう。例えば、Branch v. FTC, 141 F. 2d 31 (7th Cir. 1944) をみよ。

(24) 例えば、Jones, 上記注(14) at 986.

(25) United States v. Bowman, 260 U.S. 94, 98 (1922):「犯罪の構成要件とされる域内的行為を理由とする若干の犯罪が、領土的管轄内で犯されるにすぎない。犯罪行為地を厳格に領土管轄内に制限することが、大巾に制定法の範囲と有用性を損ない、詐欺に対する多大の免除を与えることになるような犯罪もある」をみよ。これは、おそらく新しい認識ではなくて、以前の孤立主義的政策からの撤退であったが、このことは、―軍事的にも、経済的にも―合衆国の強化された世界的地位の認識を伴うものである。

(26) 例えば、Skiriotes v.Florida, 313 U. S. 69, 73 (1941)（合衆国国民であるフロリダ市民の公海上での行為は、フロリダの管轄に服する）、Blackmer v. United States, 284 U. S. 421, 437 (1932)（合衆国国民が、刑事訴訟の証人として英国から合衆国に帰還せよという召喚状に従わなかったがゆえに、裁判所侮辱罪で捕えられた）、United States v. Bowman, 260 U. S. 94, 102 (1922) および Scotch Whiskey Ass'n v. Barton Distilling Co., 489 F. 2d 809 (7th Cir. 1973) をみよ。

(27) 148 F. 2d 416 (2d Cir. 1945).

(28) Alcoa 事件で、ラーンド・ハンド判事は、「一国は、自国領域外で行なわれたにも拘わらず、ある人の行為がその国に影響を及ぼすときは、自国領域外で行為を行なった全ての者に自国法を課すことができる。：行為者は、自己の行為が合衆国管轄権に服させられるためには、合衆国政府に忠誠義務を負うている必要はないという原則」を再確認した。*Id.* at 443.

しかし、ハンド判事は、「われわれ裁判官は、合衆国内に影響を及ぼさない行為につき、当裁判所が捕捉しうる全ての人々に刑罰を課す意図を連邦議会に帰してはならない」と指摘した。他の主要な貿易国の法の域外適用に関する論議については、Baker & Bohlig, *The Control of Exports—A Comparison of the Laws of the United States, Canada, Japan and the Federal Republic of Germany*, 1 INT'L LAW. 163 (1967); 3 IMF SURVEY 256 (1974) をみよ。

(29) 100 F. Supp. 504 (S. D. N. Y. 1951), *decree*, 105 F. Supp. 215 (S. D. N. Y. 1952).

(30) 1965 Trade Cas. ¶ 71, 352 (S. D. N. Y. 1965).

(31) 例えば、THE MULTINATIONAL CORPORATION IN THE WORLD ECONOMY; DIRECT INVESTMENT IN PERSPECTIVE 60 (S. Rolfe & W. Damm eds. 1970)（本稿中の以下においては、THE MULTINATIONAL CORPORATION として引用する）をみよ。

B　現在の法の状況

国際的な紛争を伴う事件に事物に対する管轄権を認めるかどうかについての現在の決定方法に帰因する問題は、合衆国法の五つの領域の吟味によって例証することができる。[32] これら五つの各々の領域で、連邦議会は、合衆国において重要な影響を与える行為を禁止するために、それぞれの法が合衆国領域外でも適用されると明示する権限を有するとされた。不幸にして、連邦議会は、問題の制定法が域外適用されるべきかどうかについて殆ど考慮しなかった。[33] そのため裁判所は、連邦議会の指示なくして、国際的紛

争を伴う状態に保護を与えるよう求められることがしばしばある。

そのような場合に、事物に対する管轄権を認めるかどうかを決定するに当り、明らかに、裁判所は次の四つの標準を考慮している。[34] 即ち、(1) 合衆国内における現実の侵害、(2) 争われている行為に関連する合衆国内における被告の重要な行動、(3) 原告の国籍および(4) 原告はこの種の行動から保護されるべきであるとの議会の意思である。[35] フォーラム・ノン・コンベニエンスの法理を理由に管轄権を拒否すべきであるとの請求を提起された場合に、裁判所は、上記のこれらの考察を行なう。[36]

これらの標準が保護されるべき全ての人に適切な救済を与えるかどうか、あるいは、それらの標準が適切である範囲を越えて法を拡張するものかどうか、という問題が残される。合衆国裁判所によって採られているアプローチは、この問題に解答を与えていないか、あるいはこの問題を提示さえしていないことがあまりにも多い。

(32) 現在の方法における論議については、Trautman, 前記注(2) at 611 (1961) をみよ。

(33) 明らかに、連邦議会は輸出法を域外的に適用させる意思であった。例えば、Trading With the Enemy Act, 50 U. S. C. App. §§ 1-44 (1970) をみよ。環境法および労働法の領域において、連邦議会は、折にふれて域外適用の意思を表明した。例えば、The National Environmental Policy Act of 1969, 42 U. S. C. §§ 4321-4347 (1970), The Jones Act, 46 U. S. C. 688 (1970) および *Note, The Extraterritorial Scope of NEPA's Environmental Impact Statement Requirement*, 74 MICH. L. REV. 349 (1975) をみよ。連邦議会が裁判所に個々の問題についての補塡を委ねていることもあって、独禁法は、曖昧に起草されている。例えば、P. AREEDA ANTITRUST ANALYSIS, 45-48 (2d ed. 1974) をみよ。連邦議会は、証券法を起草するに当って、域外的適用の範囲という争点を考慮しなかったように思われる。Bersch v. Drexel Firestone, Inc., 519 F. 2d 974, 993 (2d Cir.), *cert. denied*, 96 S. Ct. 453 (1975) をみよ。

(34) 裁判所が、外国人原告が救済を求めている場合より、合衆国民である原告が救済を求めている場合に、いっそう積極的に管轄権を容認することはよくある。例えば、Bersch v. Drexel Firestone, Inc., 519 F. 2d 974 (2d Cir.), *cert denied*, 96 S. Ct. 453 (1975) をみよ。Note, *American Adjudication of Transnational Securities Fraud*, 89 HARV. L. REV. 553, 569-70 (1976) を参照せよ。しかし、この Note は、合衆国証券取引所法の適用可能性を決定する目的上、原告の国

籍に基づいて区別を設けることは合衆国法および国際法に違反すると示唆している。

(35) 連邦議会がこの争点を考慮しなかった場合に、しばしば裁判所は、連邦議会がその争点を考慮していたとすれば、どのようにしたであろうかについて思いを巡らす。例えば、Bersch v. Drexel Firestone, Inc., 519 F. 2d 974, 993 (2d Cir.), *cert. denied*, 96 S. Ct., 453 (1975) をみよ。

四つの標準としてここで示されているものは、おそらく、裁判所が積極的に事物に対する管轄権を行使するに先立って、裁判所の要求することを簡素化し過ぎている。しかし、それらの標準はまさに裁判所の傾向を反映したものである。本稿の以下の部分では、このアプローチを「四標準分析」として言及することにしよう。

(36) 上記注(7)をみよ。